

# 第1章 はじめに

## 1 策定の趣旨

- 少子・高齢化は急速に進行しており、2010（平成 22）年国勢調査によると、わが国の全人口に占める 65 歳以上人口の割合（以下「高齢化率」という。）は、23.0%となっており、このような状態をさして、2011（平成 23）年高齢社会白書では「本格的な高齢社会」としています。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（2006（平成 18）年 12 月推計）」によれば、高齢化率は 2025（平成 37）年には 30.5%、2035（平成 47）年には 33.7%になると推計されています。
- 三重県の高齢化率は、2010（平成 22）年国勢調査によると、24.3%と全国平均の 23.0%を上回る高い数値となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口（2007（平成 19）年 5 月推計）」によると、2025（平成 37）年には 30.8%、2035（平成 47）年には 33.5%になると推計されています。
- このような少子・高齢化に加え、核家族化などによって、家族だけで高齢者の介護を担うことが困難となる状況を受け、2000（平成 12）年 4 月から施行された「介護保険法」の下、現在、介護は社会全体で支えることが基本理念となっています。
- 介護保険制度が始まって 11 年が経過し、厚生労働省が実施した「介護保険制度に関する国民の皆様からのご意見募集」では、60%が介護保険を「大いに評価する」、「多少は評価している」と回答しており、介護保険は少子高齢社会を支える制度として定着したといえます。
- 三重県は、介護保険制度を中心として、県民や市町及び広域連合（以下「市町等」という。）と協働して、高齢者を取り巻く課題に対応するため、2011（平成 23）年度までを計画期間とする「みえ高齢者元気・かがやきプラン（以下「プラン」という。）」を策定しており、今回、これまでの取組の検証を踏まえつつ、2012（平成 24）年度以降を計画期間とするプランに改訂します。
- プランは、介護保険法第 118 条第 1 項の規定による「三重県介護保険事業支援計画（第 5 期）」と老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項の規定による「三重県高齢者福祉計画（第 6 次）」を一体とした計画として策定します。
- 第 3 期計画及び第 4 期計画の取組の延長として、「地域包括ケア」の一層の推進を図ります。

## 2 プランのめざすべき方向性

- プランのあるべき姿は、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」です。
- 三重県では、2007（平成 19）年度に、三重県における地域包括ケアのあるべき姿を示した「みえ地域ケア体制整備構想」を策定しており、プランのめざすべき方向性は、この構想に基づく「地域包括ケア」です。
- 具体的には、次の7つを柱に「地域包括ケア」の一層の推進を図ります。

### 1 介護サービス基盤の整備

- ・在宅生活が困難な重度の要介護者のために、広域的な観点から必要な施設サービスの基盤整備を進めます。
- ・住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町や広域連合を支援します。

### 2 認知症総合対策の推進

- ・認知症になっても、地域において誰もがその人らしく、自分の意志で生活が送れるように支援します。

### 3 地域包括ケアの構築

- ・地域における、介護・福祉・医療の連携を充実するために、「地域包括支援センター」の活動を支援します。
- ・人生の最期まで、個人として尊重される地域社会づくりを行います。
- ・関係機関と協力し、高齢者の権利を守るための制度の普及を進めます。

### 4 介護・福祉人材の安定的な確保

- ・将来にわたり介護ニーズに対応できる、福祉・介護人材の安定的確保を図ります。
- ・たんの吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上を図ります。
- ・介護支援専門員の資質向上を図るため、研修体制を強化し中立・公平性を高めます。

### 5 介護保険制度の円滑な運営

- ・制度改正後の円滑な事務実施のため、市町及び広域連合を支援します。
- ・住み慣れた地域で、可能な限りその人らしく暮らせるように、地域に密着した介護保険サービス事業所の参入を支援します。
- ・一人ひとりの課題に合わせた、様々な介護サービス等の提供を確保します。
- ・利用者による適切な介護サービスの選択ができるように、介護保険サービス事業者の情報を公表します。
- ・不適切な介護保険サービス事業者を排除するために、事業者への指導・監査体制を強化します。

### 6 在宅生活支援の充実

- ・介護を必要としない元気高齢者を増やすために、市町（保険者）が実施する健康づくりや介護予防事業等を支援します。
- ・住み慣れた地域での生活が維持できるように、介護サービスを組み合わせた高齢者に相応しい住まいの整備を支援します。

### 7 高齢者の安全・安心の確保

- ・高齢者の安全・安心を支えるため、医療保険の適切な運営、消費者保護、交通安全に関する情報などを提供します。
- ・高齢者が災害時に支援を必要とすることが多いことを踏まえ、東日本大震災や紀伊半島大水害を教訓に、防災対策を推進します。

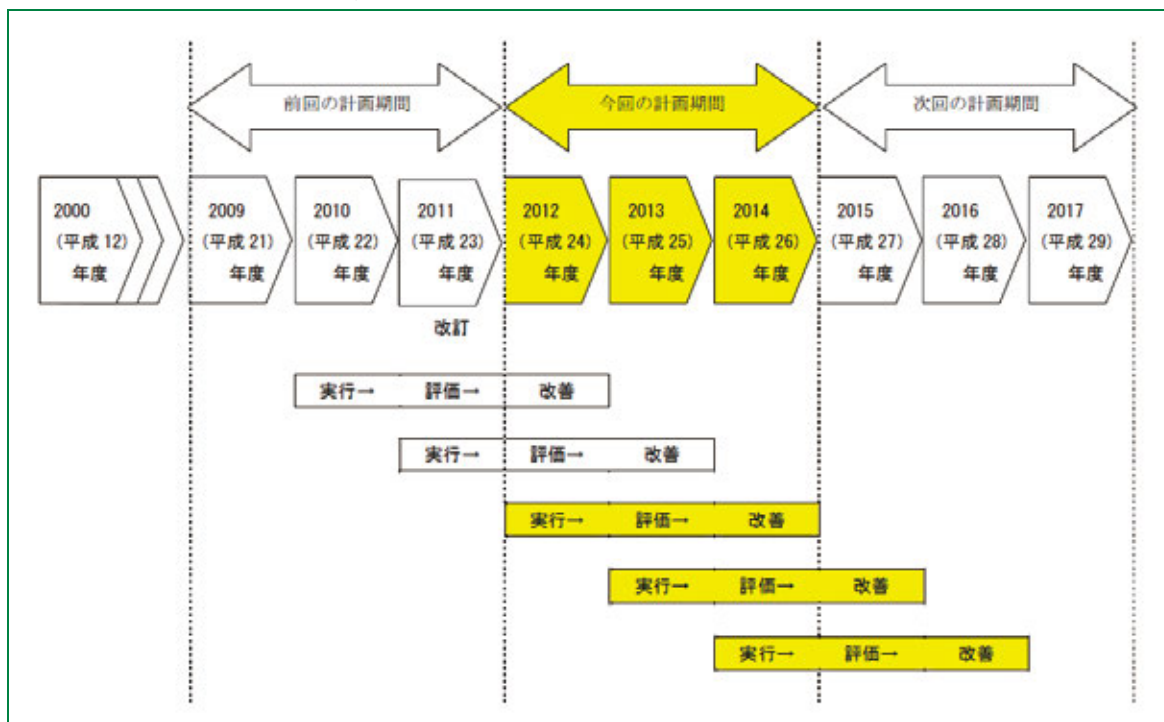
### 3 策定のための体制

- プランは、保健・医療・福祉等の各分野に係るものであり、これらの分野の専門家で構成する「三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において調査・審議のうえ、決議いただいています。
- 2011（平成 23）年 9～10 月及び 12 月に市町等と意見交換を行い、市町等が策定する介護保険事業計画（第 5 期）との整合を図りました。
- 2012（平成 24）年 1～2 月には三重県ホームページを通じて「パブリック・コメント」を実施し、広く県民の意見を聴取しました。

### 4 新プランの期間と P D C A サイクルの導入

- 新プランは、2012（平成 24）年度から 2014（平成 26）年度までの 3 年を計画期間とします。
- プランは、年度ごとに三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で評価を行い、評価をもとに改善を行う「P D C A サイクル」により運用します。

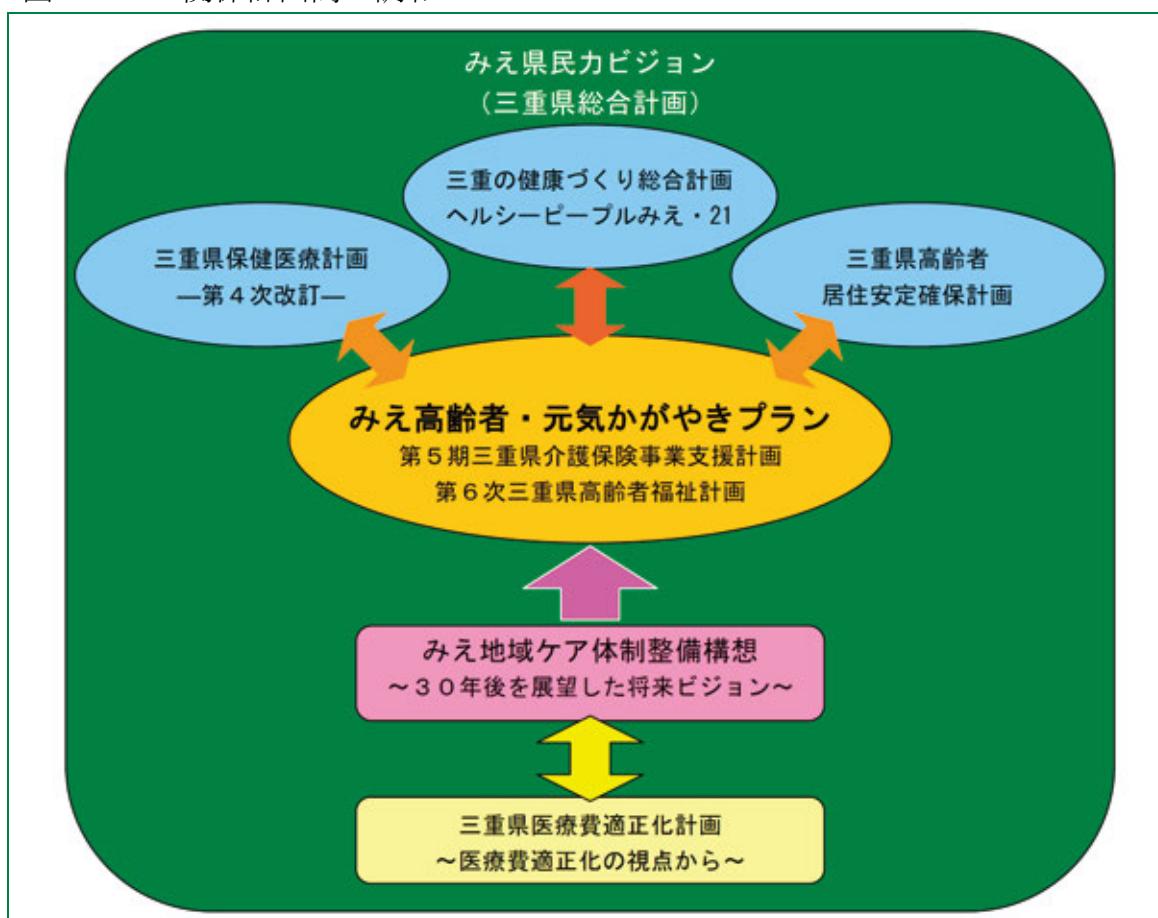
図 1-1 新プランの期間と P D C A サイクル



## 5 関係計画間の調和

- プランの策定に当たっては、三重県の総合計画である「みえ県民カビジョン」の枠組みの中で、「三重県保健医療計画」、「ヘルシーピープルみえ・21」及び「三重県高齢者居住安定確保計画」の諸計画との調和を図りました。
- 「地域包括ケア」の理念の実現をめざすため、「みえ地域ケア体制整備構想」及び「三重県医療費適正化計画」の視点やビジョンを踏まえて、時点修正を加えつつ今回のプランの策定に取り組みました。

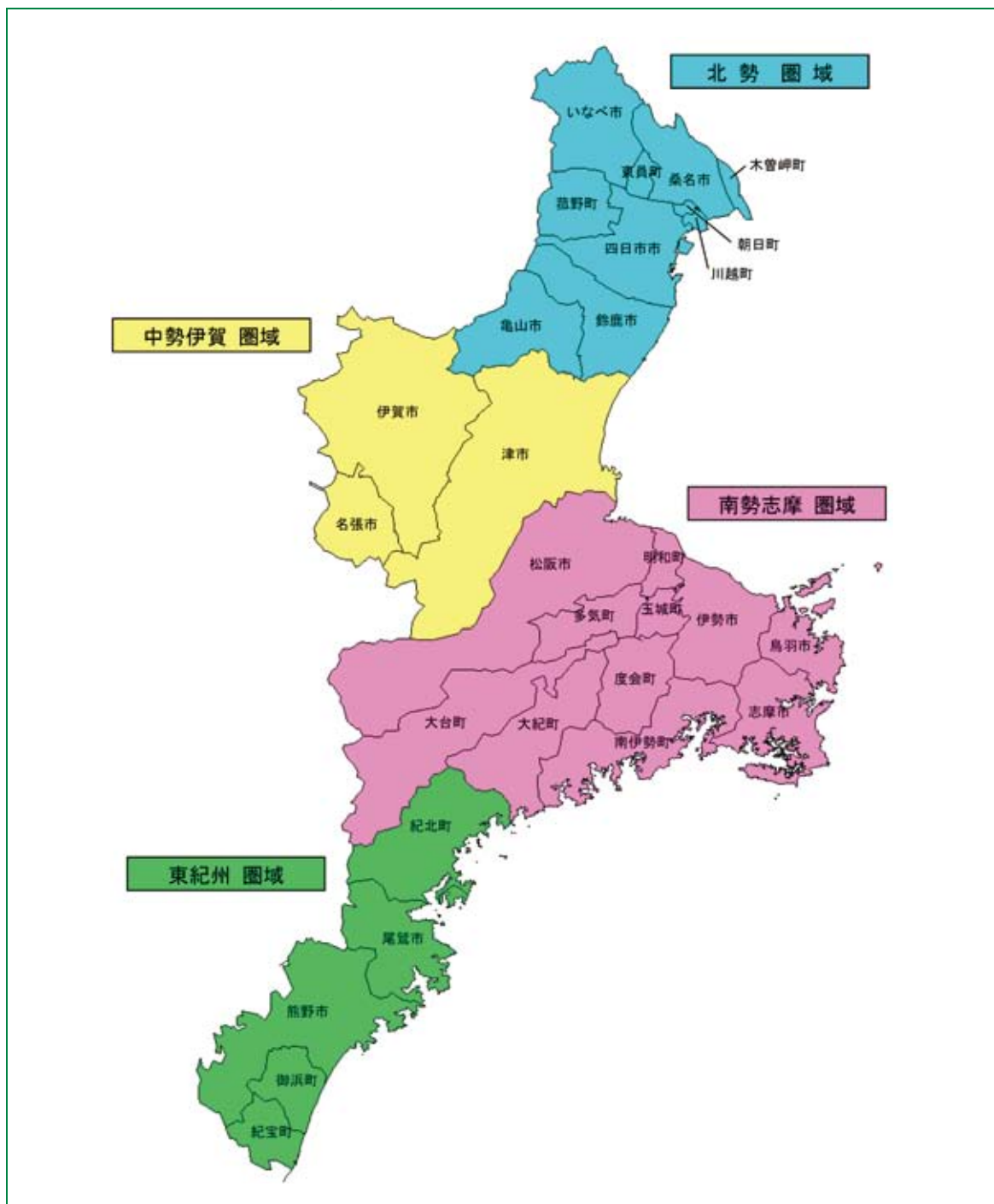
図1-2 関係計画間の調和



## 6 高齢者福祉圏域

- 「三重県保健医療計画」等との調和を図る観点から、二次保健医療圏域と同じ圏域を設定しました。
- このプランにおける圏域は、介護保険法第 118 条第 2 項第 1 号に規定する区域及び老人福祉法第 20 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する区域（老人福祉圏域）として取り扱います。

図 1 - 3 高齢者福祉圏域



## 7 広報

- プランは、三重県ホームページへ掲載し、全ての県民に周知されるよう努めます。
- 市町等に対しては、協働してプランを推進することができるよう、定期的に連絡会議を実施します。
- プランの推進に県民のご理解、ご協力をいただけるよう、来庁者向けのパンフレットを作成し、相談や問い合わせに応じます。
- 「出前トーク」を通じ、介護保険制度の概要の説明に職員が出向きます。
- 介護保険は、制度自体が複雑化され、利用者や家族にとってわかりにくいとの指摘もあり、プラン策定の機会を捉え、介護保険制度の理念とルールについて、利用者やその家族だけでなく、広く住民に周知され定着するよう、積極的な取組を進めていきます。

